



長野県報

11月25日(月)
平成25年
(2013年)
第2526号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）…………… 1

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 2

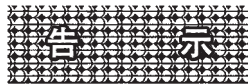
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）…………… 2

解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 3

公告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）…………… 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）…………… 3



長野県告示第557号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ニコニコ村	特定非営利活動法人ニコニコ村訪問介護事業所	茅野市ちの904-C-1	平成25年9月30日

(2) 居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
望月真佐美	真生薬局	大町市大町4127	平成25年10月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
長野県接骨師協同組合	居宅介護支援事業所ケアプランニングオフィス平沢	上伊那郡宮田村161-7	平成25年10月15日
株式会社飯山の郷	いいやまの郷 居宅介護支援事業所	飯山市飯山2131-1	平成25年10月20日
社会福祉法人敬老園	しおがわ敬老園	上田市塩川1001番地	平成25年11月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ニコニコ村	特定非営利活動法人ニコニコ村訪問介護事業所	茅野市ちの904-C-1	平成25年9月30日

(2) 介護予防居宅療養管理指導

事業者の名称
望月真佐美

事業所の名称
真生薬局

事業所の所在地
大町市大町4127

廃止年月日
平成25年10月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第558号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手12454、12456、12458、12462、12463の1、12465
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市大字厚貝字大久保781の1から781の3まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第560号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町大字辰野字唐木沢377の47、377の51
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字唐木沢377の47、377の51（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第561号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の2、7598の44から7598の46まで、字曾倉7766の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本澤横吹澤7598の46
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第562号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山575の88から575の95まで、576の26
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第563号

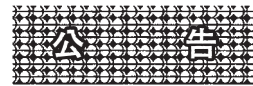
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山575の75から575の77まで、575の83から575の87まで、576の18、576の20、601の34
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
入退室管理システム 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成26年3月1日から平成31年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報統計課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。
- 3 その他
 - (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。
入札説明書等は次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
 - (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月4日（水）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人飯綱高原自遊楽舎
- 3 代表者の氏名
及川 渡
- 4 主たる事務所の所在地